

✚ 貨物概要

プラスチック製の蓋及び底部分、強化ダンボール製の胴部分からなるもので、組立てを容易にするため、蓋及び底部分に胴部分を固定できる機構を備えている。また、蓋及び底部分が特殊な構造になっており、フォークリフトによる積載、移動作業が容易に行なえるもの。

✚ 分類

関税率表第 3923.10 号（統計番号 3923.10-000）のプラスチック製の箱、ケース、クレートその他これらに類する製品

✚ 分類理由

蓋、底及び胴部分がセットとして提示されるもので、パレット機能を有する運搬用の箱、ケースであると認められます。

箱及びケースは、その構成材料によって分類されますが、蓋及び底部分となるプラスチックと胴部分となるダンボールの異なる材料から成る物品であることから、関税率表の解釈に関する通則 3 の規定に従って重要な特性を与えている材料によってその所属が決定されます。

プラスチック製の蓋及び底部分はフォークリフトにより荷扱いできる構造と堅牢性を備えていることから、重要な特性があるものとして、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）